

## 障害者歯科医療推進事業（医療保健政策区市町村包括補助事業）について

### ○障害者歯科医療推進事業（令和 3 年度新規）

（目的等）

地域における障害者歯科医療を推進するため、区市町村が障害者歯科医療体制を構築し、地域の実情に応じた取組が推進されるよう支援する。

（対象経費）

事業実施に要する経費（報酬、期末手当（会計年度任用職員に係るものに限る）、共済費、報償費、旅費、一般需用費、役務費、委託費等）

（補助条件等）

- ・各地域の実情・課題に応じて、どのように障害者歯科を推進していくか協議する場を必ず設けること  
協議する場の構成員は次の例による  
（地区医師会、地区歯科医師会、障害者施設、行政、住民、障害者歯科に関する専門家 等）
- ・医療機関、施設職員等対象の研修会の開催、住民向けの講演会開催等の普及啓発事業の実施

（補助基準額）

1 事業当たり 4, 8 6 0 千円

（補助率）

1 / 2

### ○令和 3 年度実施内容（予定）

概要 区市町村	障害者歯科に関する事業の概要 （補助対象外経費分も含む）	補助対象経費
A	障害者歯科に関する協議会の開催、歯科医師への障害者歯科の研修、自治体が開設している歯科診療所での診療等（自治体内の歯科医師会に診療等を委託）	協議会、歯科医師研修等の経費
B	障害者等歯科診療・歯科医療連携推進懇談会の設置等	懇談会等の経費
C	障害者に対する診療受け入れ先コーディネート、歯科医療資質向上のための研修会、事例検討会、相談窓口広報等	会議、研修会、広報チラシ等の経費
D	市民公開講座、歯科医師への研修、講演会、歯科医療連携推進事業委員会の開催等	会議等の経費
E	協力医療機関名簿作成、対応歯科医の紹介、協議会の開催、市民への普及啓発等	協議会、普及啓発等の経費